

当院は、厚生労働省が定める施設基準および診療報酬上の基準に基づき、以下の届出を行い、基準に適合した医療を提供しています。

【1. 医療 DX・情報通信】

- 医療情報・システム基盤整備体制(第 1207 号)
- 電子的診療情報連携体制整備加算
- 情報通信機器を用いた診療(第 404 号)
- プログラム医療機器(第 129 号)

【2. 外来体制・感染対策】

- 外来感染対策向上加算(第 549 号)
- 時間外対応加算3

【3. 在宅医療・地域連携】

- 在宅時医学総合管理料(在医総管 1:第 30 号)
- 在宅患者訪問診療料(在診実 1:第 833 号)
- 在宅患者支援総合診療料(在総:第 100 号)
- 支援診療(支援診 3:第 833 号)
- 介護保険連携(第 39 号)
- 在宅持続陽圧呼吸療法
注 2:持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(外在ベⅠ:第 4 号)
- 生活習慣病管理料

【4. リハビリテーション・機器】

- 脳血管疾患等リハビリテーション(脳Ⅱ:第 875 号)
- 運動器リハビリテーション(運Ⅰ:第 381 号)
- 集団コミュニケーション療法(第 377 号)
- 歩行支援ロボット(第 79 号)

医療法人社団緑友会

らいおんハート内科整形外科リハビリクリニック

院長 三木 猛生